

2013 年 5 月 30 日

報道関係者各位



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

EMA 認定制度の認定基準概説書 改定のお知らせ

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」）では、青少年の保護と健全な育成を目的とし、モバイルインターネットのサイトを対象とした『「コミュニティサイト運用管理体制認定制度*1」及び「サイト表現運用管理体制認定制度*2」（以下「本認定制度」）』を実施しております。

本認定制度の認定基準概説書を改定するにあたり『「コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書」及び「サイト表現運用管理体制認定基準概説書」（以下「本認定基準概説書」）』の改定案に対し 2013 年 2 月 21 日（木）から 3 月 6 日（水）の 2 週間にわたり一般からのご意見募集を行いました。

今般、改定案に対して寄せられたご意見と EMA からの回答を公開するとともに（＜別紙 1＞、＜別紙 2＞参照）ご意見にあわせて本認定基準概説書を改定（＜別紙 3＞、＜別紙 4＞参照）致しましたのでお知らせいたします。

- EMA 認定基準概説書改定案に関する趣旨等の説明＜別紙 1＞
http://www.ema.or.jp/pbc/community/dl/kijun_c_20130507_01.pdf
- EMA 認定基準概説書改定案に対するご意見募集結果と EMA の回答＜別紙 2＞
http://www.ema.or.jp/pbc/community/dl/kijun_c_20130507_02.pdf
- コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書 新旧対照表＜別紙 3＞
http://www.ema.or.jp/pbc/community/dl/kijun_manual_on_20130507_01.pdf
- サイト表現運用管理体制認定基準概説書 新旧対照表＜別紙 4＞
http://www.ema.or.jp/pbc/community/dl/kijun_manual_on_20130507_02.pdf

EMAでは引き続き、本認定制度や啓発・教育などの活動を通じ、モバイルコンテンツの健全な発展と、青少年保護と健全な育成を実現するインターネット利用環境におけるセーフティネットの整備を推進して参ります。

***1 コミュニティサイト運用管理体制認定制度**

ユーザー投稿等により形成されるコミュニティサイトの健全な利用環境が整備・維持されることを目的とし、2008年7月22日より開始した認定制度です。EMAが策定した認定基準「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」をもとに審査を行い、この認定基準に適合したコミュニティサイトに対して認定を付与します。

認定後は、認定基準に適合した運用管理体制が維持されているか確認するため、認定サイトに対して定期的・継続的な監視を実施します。また、一般ユーザー等から認定サイトへのクレーム、問合せ、意見等を受付け、運用監視に活かすとともに認定基準への反映も適宜行います。

***2 サイト表現運用管理体制認定制度**

文章表現、画像、動画、電子書籍類、ゲーム等のコンテンツを発信するモバイルサイトの健全な利用環境が整備・維持されることを目的とし、2009年10月8日より開始した認定制度です。EMAが策定した「サイト表現運用管理体制認定基準」では、サイト運営者が自社表現基準を定め、その自社表現基準に基づき情報を適切に分類することを求めています。この認定制度は、認定基準に則り、青少年の利用に配慮し、明確に分類された領域に対して認定を付与するものです。

認定後は、認定基準に適合した運用管理体制が維持されているか確認するため、認定対象範囲に対して定期的・継続的な監視を実施します。また、一般ユーザー等から認定対象範囲へのクレーム、問合せ、意見等を受付け、運用監視に活かすとともに認定基準への反映も適宜行います。

【EMA 認定基準概説書】

コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書（2013年5月7日改定版）

http://www.ema.or.jp/dl/communitykijun_manual_130507.pdf

サイト表現運用管理体制認定基準概説書（2013年5月7日改定版）

http://www.ema.or.jp/dl/expressionkijun_manual_130507.pdf

【参考】EMA 意見募集（パブリックコメント）サイト

<http://www.ema.or.jp/pbc/>

本プレスリリースに関するお問合せ先
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
事務局 広報担当：岸原、清水
〒106-0031 東京都港区西麻布1-4-38 千歳ビル3F
電話番号：03-6913-9235 FAX：03-5775-3885
<http://www.ema.or.jp/>
e-mail:info@ema.or.jp

< 別紙 1 >

EMA 認定基準概説書改定案 に関する趣旨等のご説明

標記の件につき、皆様から多くのご意見をお寄せ頂き、誠にありがとうございました。

ご意見に対する EMA からの回答に先立ちまして、2 月 21 日付ご意見募集 コミュニティサイト運用管理体制認定基準 概説書 新旧対照表<別紙 3>に誤植(削除漏れ)があり、皆様に誤解と混乱を生じさせてしまいましたことにつき、深くお詫びいたします。以下、誤植による修正点と本改定の趣旨等についてご説明させていただきます。

【誤植箇所】

■ 2013 年 2 月 21 日

【プレスリリース】EMA 認定制度の認定基準 概説書改定案に対するご意見募集
コミュニティサイト運用管理体制認定基準 概説書 新旧対照表 <別紙 3>
「充足すべき水準」内、

誤

また、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合は、「法令及び行政機関の指針等に準拠して」透明性の確保の観点から、必要な事項についてユーザーへの周知に努めなければならない*3。

正

また、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合は、透明性の確保の観点から、必要な事項についてユーザーへの周知に努めなければならない*3。

頂きましたご意見・ご質問につき、EMA としての考え方を整理いたしました。これに基づき、別紙の通り、改定案に修正を加えております。併せてご確認くださいませよう、お願いいたします。

1. 今回改定の趣旨について

現行コミュニティサイト運用管理体制認定基準（以下「コミュニティ認定基準」）における要求事項(17) ユーザー情報管理及び(18)ユーザー年齢管理（サイト表現運用管理体制認定基準（以下「サイト表現認定基準」）では(12)ユーザー年齢管理）については、ユーザーに関する情報を取得する場合のプライバシーへの配慮の在り方について、概説書に項目として明確に記載されていませんでした。

そこで、コミュニティ認定基準 概説書 8. のうちプライバシーへの配慮に関する部分を新たな項目「9. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮」(サイト表現認定基準 概説書では 7.) として設け、充足すべき水準を明確にしました。特にスマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合には、情報が取得されていることにつきユーザーに十分な認識がないケースも考えられるため、「透明性の確保」を必須要件としたものです。

意見募集に際し、今般改定の目的を「総務省指針に対応するため」と記載しておりましたのは、「総務省指針が出された背景に鑑み、EMA 認定サイト運営事業者のサイト運用においても、ユーザー情報等を取得する際に予めユーザーに十分な説明等を行うべきとの社会的期待に対応するため」という趣旨です。ご説明及び表現に不足がございました点につき、お詫びいたします。

2. 現行認定基準との関係について

現行コミュニティ認定基準の要求事項は 23 項目(サイト表現認定基準は 15 項目)のまま変わりませんが、上記の通り、(17)(18) (サイト表現認定基準」では(12))の要求事項に関し、充足すべき水準が明確になる結果、**認定事業者の皆様及び新規申請事業者の皆様には、今後、これを充足する運用をして頂く必要があります。**

3. 充足すべき水準について【<別紙 3>、<別紙 4> 参照】

何をもちて透明性が確保されているとみなすかについては、先般の案では、脚注で総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を参照するにとどまっていたが、ご意見を受け、EMA としての**要求水準**をより明確にするため、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合には、サイト運営事業者は、以下の項目をユーザーへ周知しなければならないこととします。

情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称

取得される情報の項目

取得方法

利用目的の特定・明示

通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法

外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無

問合せ窓口

プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

4. 今後の進め方及び認定事業者の皆様からのご意見聴取の機会について

上記要求事項は、具体的には、申請フォーマットにおいて明示いたします。実施時期及び経過措置等につきましては、認定事業者の皆様から十分にご意見を伺った上で決定したいと考えております。

また、今後の技術の進展に伴い、青少年のプライバシー情報保護のため望ましい方法が生じた場合には、充足すべき水準をさらに変更することも考えられます。

以上

コミュニティサイト運用管理体制認定基準 概説書 新旧対照表

[2013 年 5 月 7 日 変更]

	頁	旧	頁	新	備考
	p.16	充足すべき水準 サイト運営事業者は、個体識別番号等、ユーザーやその利用する機器(携帯電話等)を特定する情報を取得しなければならない。技術的課題等により同情報が取得できない場合には、該当ユーザーに限りユーザーの利用機器やユーザーを特定できる情報を取得することをもってそれに代える。また技術的な進歩により同目的が達成しうることが明らかな場合にはその手法により代替とすることができる。情報の取得にあたっては、コミュニティサイト運用管理体制認定基準(17)「ユーザー情報の管理」の規定に従い、その取得と保存についてユーザーへの周知に努めなければならない。	p.16	充足すべき水準 サイト運営事業者は、個体識別番号等、ユーザーやその利用する機器(携帯電話等)を特定する情報を取得しなければならない。技術的課題等により同情報が取得できない場合には、該当ユーザーに限りユーザーの利用機器やユーザーを特定できる情報を取得することをもってそれに代える。また技術的な進歩により同目的が達成しうることが明らかな場合にはその手法により代替とすることができる。<u>情報の取得にあたっては、コミュニティサイト運用管理体制認定基準(17)「ユーザー情報の管理」の規定に従い、その取得と保存についてユーザーへの周知に努めなければならない。</u>	項目「9. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について」に一部記載を移動
	p.17		p.17	<u>《コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書(要求項目#17、18)》</u> <u>9.ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について</u> <u>目的</u> 本項目は、サイト運営事業者がユーザー情報を取得する際に、利用者のプライバシーに配慮した対応をおこなうことを目的として、充足すべき水準を示すものである。 <u>充足すべき水準</u> サイト運営事業者は、ユーザー情報の取得にあたり、コミュニティサイト運用管理体制認定基準(17)「ユーザー情報管理」、(18)「ユーザー年齢管理」の規定に従い、その取得と保存についてユーザーへ周知しなければならない。また、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等取得する場合は、透明性の確保の観点から、以下の項目をユーザーへ周知しなければならない^{*3}。 <u>(記載項目)</u>	項目「9. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について」を追加

				<u>情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称</u> <u>取得される情報の項目</u> <u>取得方法</u> <u>利用目的の特定・明示</u> <u>通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法</u> <u>外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無</u> <u>問合せ窓口</u> <u>プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続</u>	
	p.17		p.17	<u>*3 ユーザー情報(利用者情報)の定義及び「透明性の確保」の意味については、総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ - 利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション - 」(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000087.html)を参照。</u>	脚注を追加
				(以下、項目番号が1ずつ変更)	

以上

サイト表現運用管理体制認定基準 概説書 新旧対照表

[2013 年 5 月 7 日 変更]

	頁	旧	頁	新	備考
	p.15		p.15	<u>《サイト表現運用管理体制認定基準概説書(要求項目#12)》</u> <u>7.ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について</u> <u>目的</u> 本項目は、サイト運営事業者がユーザー情報を取得する際に、利用者のプライバシーに配慮した対応をおこなうことを目的として、充足すべき水準を示すものである。 <u>充足すべき水準</u> サイト運営事業者は、ユーザー情報の取得にあたり、サイト表現運用管理体制認定基準(12)「ユーザー年齢管理」の規定に従い、その取得と保存についてユーザーへ周知しなければならない。また、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合は、透明性の確保の観点から、以下の項目をユーザーへ周知しなければならない^{*3}。 <u>(記載項目)</u> <u>情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称</u> <u>取得される情報の項目</u> <u>取得方法</u> <u>利用目的の特定・明示</u> <u>通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法</u> <u>外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無</u> <u>問合せ窓口</u> <u>プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続</u>	項目「7. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について」を追加
	p.15		p.15	^{*3} <u>ユーザー情報(利用者情報)の定義及び「透明性の確保」の意味については、総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ - 利用者</u>	脚注を追加

				情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション - 」（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000087.html）を参照。	
				(以下、項目番号が1ずつ変更)	

以上